

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月15日
【四半期会計期間】	第47期第1四半期(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)
【会社名】	株式会社新星堂
【英訳名】	SHINSEIDO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 砂田 浩孝
【本店の所在の場所】	東京都杉並区上荻一丁目23番17号
【電話番号】	03(3393)5151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 荒川 公男
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区上荻一丁目23番17号
【電話番号】	03(3393)5151(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 荒川 公男
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第47期 第1四半期 累計(会計)期間	第46期
会計期間	自平成21年 3月1日 至平成21年 5月31日	自平成20年 3月1日 至平成21年 2月28日
売上高(千円)	8,979,711	40,693,101
経常損失(千円)	610,827	1,822,061
四半期(当期)純損失(千円)	647,067	159,683
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-
資本金(千円)	4,504,548	4,504,548
発行済株式総数(千株)	33,717	33,717
純資産額(千円)	1,307,622	1,952,954
総資産額(千円)	21,129,913	21,688,561
1株当たり純資産額(円)	38.81	57.96
1株当たり四半期(当期)純損失金額(円)	19.20	6.18
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-
自己資本比率(%)	6.19	9.00
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	388,990	1,572,511
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	451,039	1,065,306
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	100,019	369,082
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	1,123,601	1,161,786
従業員数(人)	681	680

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。なお、平成21年5月28日開催の定時株主総会において、今後の事業の多様化に対応すべく、事業の目的事項として、「不動産の管理・賃貸及び運用」を追加しております。

また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年5月31日現在

従業員数（人）	681 [1,704]
---------	-------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は[]内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

該当事項はありません。

(3) 商品仕入実績

当第1四半期会計期間の商品仕入実績を事業の部門別に示すと、以下のとおりであります。

事業部門の名称	当第1四半期会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
音楽事業(千円)	6,208,208
書籍事業(千円)	232,343
その他(千円)	1,288
合計(千円)	6,441,840

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

なお、当第1四半期会計期間より不動産のテナント賃貸による費用を「その他」に計上しております。

(4) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと、以下のとおりであります。

事業部門の名称	当第1四半期会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
音楽事業(千円)	8,650,594
書籍事業(千円)	326,263
その他(千円)	2,854
合計(千円)	8,979,711

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

なお、当第1四半期会計期間より不動産のテナント賃貸による収益を「その他」に計上しております。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、世界的な景気後退に伴い、国内経済も不安定な状況が続いており、消費者の生活防衛意識の高まりから個人消費も低迷するなど、先行き不透明な厳しい状況で推移しました。

このような状況のもと当社は、再生のための「中期事業計画」の2年目で、創業60周年にあたる当事業年度を「生まれ変わる、利益構造の変革」を実施する年と位置づけ、初年度の結果を踏まえ、前事業年度より行ってきた各種施策を継続して従業員が各持ち場で確実にやりきるよう方針を打ち出し、全国店長会議等にて意思統一を図るなど、「やりきる」体制作りを徹底してまいりました。

新規店舗として3月にリーフウォーク稲沢店、4月にラザウォーク甲斐双葉店の2店舗を出店、既存店4店舗の改装を実施するなど、売上高の確保に努めるとともに、役員をはじめとする全社員の給与の一部カットによる人件費の低減や賃料低減交渉強化による物件費の抑制に加え、社内プロジェクトによる細目にわたる経費の見直し等を実施し、更なる諸経費の圧縮を図るなど、業績の回復に努めてまいりました。

事業別の売上高の状況は、音楽事業では3月において音楽・映像ソフトの強力新譜商品の影響等により目標金額を上回るなど好調に推移しましたが、4月からの邦楽ジャンルでの極端な新譜作品不足により売上高は低迷、楽器部門も当四半期後半に回復の兆しを見せたものの、売上全体の回復には至らず、音楽事業の当第1四半期会計期間の売上高は86億50百万円となりました。また、書籍事業の売上高は3億26百万円で、不動産賃貸によるその他の売上高が2百万円となり、当第1四半期会計期間の全体の売上高は、89億79百万円となりました。

利益面につきましては、販売費および一般管理費の削減に努めましたが、売上高の減少を補えず、経常損益は経常損失6億10百万円となり、四半期純損失は6億47百万円となりました。

なお、60周年記念事業につきましては、当社を支えていただいたすべての関係者に感謝の気持ちを伝えるべく5つのプロジェクトを推進し、各種施策を逐次行っております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ38百万円減少し、1,123百万円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の減少は3億88百万円となりました。これは主に税引前四半期純損失6億13百万円を計上した一方で、仕入債務の増加額が3億64百万円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の増加は4億51百万円となりました。これは主に敷金及び保証金の回収による収入が6億40百万円あった一方で、改装の実施に伴う有形固定資産の取得による支出が1億37百万円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は1億円となりました。これは主に長期借入金の返済による支出があったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、前事業年度において計画中であった重要な設備の新設等について完了したものは、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業部門別の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	敷金及び 保証金	合計	
リーフウォーク稲沢店 (愛知県稲沢市)	音楽事業	新設店 (賃借店)	8,034	12,872	15,000	35,906	3
ラザウォーク甲斐双葉店 (山梨県甲斐市)	音楽事業	新設店 (賃借店)	2,606	5,484	10,920	19,010	3

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前事業年度中に計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、「(1) 主要な設備の状況」に記載しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	106,618,000
計	106,618,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成21年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年7月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	33,717,840	33,717,840	ジャスダック証券取引所	単元株式数500株
計	33,717,840	33,717,840	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成20年5月29日定時株主総会決議及び平成20年6月2日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権付社債の残高(千円)	1,000,000
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,050,505 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	198 (注)2
新株予約権の行使期間	自平成20年6月25日 至平成24年2月末日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、その価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額(以下に定義する。)で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。「転換価額」とは、「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の金額を指すが、(注)2.(3)によりこれが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。

なお、当第1四半期会計期間末(平成21年5月31日)現在における新株予約権の目的となる株式の数は、当初転換価額が、平成20年8月1日の株式併合により調整された調整後転換価額を記載しております。

2.(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2)転換価額は当初130円とする。

(3)転換価額の調整

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社は、転換社債型新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を発行し又は処分する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(本新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使による場合を除く。)には、次に定める算式をもって転換価額を調整するものとし、調整による1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{処分株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。さらに当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記転換価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

3. (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式 1 株の発行価格は、当初130円とする。なお、(注) 2. 3 項によって転換価額が修正された場合は、調整後の転換価額とする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額により増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イないしホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

別記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注)3.(2)に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
平成21年5月28日	-	33,717,840	-	4,504,548	3,258,771	738,756

(注) 資本準備金の減少は、第46回定時株主総会にて、資本準備金の額の減少に係る議案が承認可決されたことによるものであります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 24,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 33,656,500	67,313	-
単元未満株式	普通株式 37,340	-	-
発行済株式総数	33,717,840	-	-
総株主の議決権	-	67,313	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

【自己株式等】

平成21年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社新星堂	東京都杉並区上荻一丁目23番17号	24,000	-	24,000	0.07
計	-	24,000	-	24,000	0.07

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年3月	4月	5月
最高(円)	82	75	71
最低(円)	59	60	64

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、当第1四半期会計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第6条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、海南監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.31%
売上高基準	0.35%
利益基準	0.14%
利益剰余金基準	4.68%

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,873,601	1,911,786
受取手形及び売掛金	1,641,658	1,561,747
商品及び製品	8,381,674	8,365,440
その他	347,976	631,371
貸倒引当金	20,310	22,462
流動資産合計	12,224,599	12,447,882
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,771,132	1,780,978
構築物(純額)	2,690	2,812
工具、器具及び備品(純額)	332,578	317,731
土地	2,458,358	2,458,358
建設仮勘定	1,807	-
有形固定資産合計	¹ 4,566,567	¹ 4,559,881
無形固定資産		
投資その他の資産	178,005	183,334
敷金及び保証金	4,142,658	4,459,967
その他	363,706	383,373
貸倒引当金	345,624	345,878
投資その他の資産合計	4,160,740	4,497,462
固定資産合計	8,905,313	9,240,678
資産合計	21,129,913	21,688,561
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	² 3,329,156	² 2,964,392
1年内返済予定の長期借入金	500,000	400,000
未払法人税等	44,993	145,000
引当金	114,414	114,414
その他	800,001	858,347
流動負債合計	4,788,566	4,482,154
固定負債		
社債	1,000,000	1,000,000
長期借入金	12,093,434	12,293,434
退職給付引当金	1,496,706	1,506,651
その他の引当金	19,599	16,975
その他	423,983	436,391
固定負債合計	15,033,724	15,253,452
負債合計	19,822,291	19,735,606

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,504,548	4,504,548
資本剰余金	738,756	3,997,528
利益剰余金	647,067	3,258,771
自己株式	9,467	9,448
株主資本合計	4,586,769	5,233,856
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	939	2,693
土地再評価差額金	3,278,207	3,278,207
評価・換算差額等合計	3,279,146	3,280,901
純資産合計	1,307,622	1,952,954
負債純資産合計	21,129,913	21,688,561

(2) 【四半期損益計算書】
 【第 1 四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第 1 四半期累計期間 (自 平成21年 3 月 1 日 至 平成21年 5 月31日)
売上高	8,979,711
売上原価	6,425,606
売上総利益	2,554,105
販売費及び一般管理費	3,105,652
営業損失 ()	551,547
営業外収益	
受取利息	1,989
受取配当金	28
受取手数料	12,020
その他	9,287
営業外収益合計	23,325
営業外費用	
支払利息	66,629
その他	15,977
営業外費用合計	82,606
経常損失 ()	610,827
特別利益	
貸倒引当金戻入額	2,405
特別利益合計	2,405
特別損失	
固定資産除却損	4,938
その他	235
特別損失合計	5,173
税引前四半期純損失 ()	613,595
法人税等	33,471
四半期純損失 ()	647,067

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失()	613,595
減価償却費	81,228
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,405
退職給付引当金の増減額(は減少)	9,945
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2,624
受取利息	1,989
受取配当金	28
支払利息	66,629
固定資産除却損	4,938
売上債権の増減額(は増加)	79,910
たな卸資産の増減額(は増加)	16,234
仕入債務の増減額(は減少)	364,764
未払又は未収消費税等の増減額	49,229
その他	74,373
小計	229,068
利息及び配当金の受取額	1,976
利息の支払額	51,631
確定拠出年金移換金支払額	1,623
法人税等の支払額	108,643
営業活動によるキャッシュ・フロー	388,990
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	137,029
投資有価証券の取得による支出	300
敷金及び保証金の差入による支出	52,813
敷金及び保証金の回収による収入	640,468
貸付けによる支出	1,380
貸付金の回収による収入	2,094
投資活動によるキャッシュ・フロー	451,039
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	100,000
自己株式の取得による支出	19
財務活動によるキャッシュ・フロー	100,019
現金及び現金同等物に係る換算差額	214
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	38,185
現金及び現金同等物の期首残高	1,161,786
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,123,601

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当社は4期連続して当期純損失（前事業年度は159百万円）を計上したこと、及び当第1四半期におきましても四半期純損失647百万円を計上したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

当社では当該事象を解消するため、「中期事業計画」に基づいて「売上高の維持・確保」「在庫回転率の向上」「収益力の強化」の重要施策を当第1四半期会計期間も引き続き実行いたしました。

「売上高の維持・確保」につきましては、エリアの特性を重視したマルチブランド戦略に基づき、新設ショッピングセンターにリーフウォーク稲沢店、ラザウォーク甲斐双葉店をオープンし、既存店舗も立地及び顧客層の分析に基づいて、楽器を導入した楽器複合店への業態転換や減坪による店舗の販売効率化を目指して4店リニューアルを実施いたしました。

「在庫回転率の向上」につきましては、商品コントロールの精度向上を目的として大型店の商品発注枠の一部を本部に移管するとともに、より機動的な商品確保と消化を目指して、商品供給オペレーションの強化に努めてまいります。

「収益力の強化」につきましては、当第1四半期会計期間におきまして、役員報酬及び従業員の給与減額を実施するとともに、店舗内作業の見直しを図って人員効率を高めて総人件費の削減を実施しております。また、物件費削減は、適正な店舗坪数に減少させることにより賃借料等の低減に努めております。

その他経費につきましても、経費削減のための社内プロジェクトを立ち上げて、費目ごとに削減計画を策定し、経費圧縮による収益力の強化を目指してまいります。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な疑義の影響を四半期財務諸表には反映しておりません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 不動産賃貸に係る収益及び費用の会計処理の変更 従来、不動産賃貸に係る収益及び費用は営業外収益及び営業外費用に計上しておりましたが、自社店舗のテナントへの賃貸が発生していること及び今後も賃料の増加が見込まれることから、経営成績をより適正に表示するため、当第1四半期会計期間より売上高及び売上原価に計上する方法に変更いたしました。</p> <p>この結果、売上高は2,854千円、売上原価は1,288千円、売上総利益は1,565千円増加し、営業損失は1,565千円減少しております。経常損失及び税引前四半期純損失に対する影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算 定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分 して算定する方法によっております。
2. たな卸資産の評価方法	当第1四半期会計期間末の棚卸高の算出については、実地棚卸を省略し、前事業年 度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。
3. 一般債権の貸倒見積高の算 定方法	当第1四半期会計期間末の貸倒実績率等が前事業年度末に算定したものと著しい 変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を 算定しております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対 する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実 効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果とな る場合には、前事業年度の年税額を基礎として算定しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成21年5月31日)	前事業年度末 (平成21年2月28日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 8,463,273千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 8,433,925千円
2 四半期末日満期手形	2 期末日満期手形
四半期末満期手形の処理は、手形交換日をもって決 済処理しております。なお、当第1四半期末日が金融機 関の休日であったため、次の四半期末日満期手形が四半 期末残高に含まれております。	期末満期手形の処理は、手形交換日をもって決済処 理しております。なお、当期末日が金融機関の休日で あったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれて おります。
支払手形 37,717千円	支払手形 53,065千円

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。	
給与手当	1,158,130千円
地代家賃	1,091,687千円
退職給付費用	16,122千円
役員退職慰労引当金繰入額	2,624千円
減価償却費	80,990千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成21年3月1日 至平成21年5月31日)	
1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年5月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	1,873,601
預入期間が3か月を超える定期預金	750,000
現金及び現金同等物	<u>1,123,601</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年5月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年3月1日至平成21年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 33,717千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 24千株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 平成20年新株予約権付社債

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 5,050千株

新株予約権の四半期会計期間末残高 - 千円

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

平成21年5月28日開催の当社定時株主総会において、資本準備金および利益準備金の額の減少に係る議案及び剰余金の処分に係る議案が承認可決されました。この結果、資本準備金が3,258,771千円、利益準備金が795,200千円、別途積立金が3,400,000千円それぞれ減少し、繰越利益剰余金が7,453,971千円増加しました。

当第1四半期末においては、資本剰余金が738,756千円となり、利益剰余金は当第1四半期純損失の計上により647,067千円となりました。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動が認められるものがないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期会計期間末 (平成21年 5月31日)		前事業年度末 (平成21年 2月28日)	
1 株当たり純資産額	38.81円	1 株当たり純資産額	57.96円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額

当第 1 四半期累計期間 (自 平成21年 3月 1日 至 平成21年 5月31日)	
1 株当たり四半期純損失金額	19.20円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自 平成21年 3月 1日 至 平成21年 5月31日)
四半期純損失 (千円)	647,067
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	647,067
期中平均株式数 (千株)	33,693
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

当第 1 四半期会計期間 (自 平成21年 3月 1日 至 平成21年 5月31日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引の当第 1 四半期会計期間末のリース取引残高は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年7月14日

株式会社新星堂
取締役会 御中

海南監査法人

代表社員 公認会計士 溝口 俊一 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 古川 雅一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社新星堂の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第47期事業年度の第1四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社新星堂の平成21年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は4期連続して当期純損失を計上し当第1四半期においても四半期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義を四半期財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。